平成２２年（フ）第１４１号
新潟県見附市柳橋町243番地16
破産者　唐仁原富士子
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第４３１号
山梨県南アルプス市東南湖1638番地１
破産者　笹本　恭正
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７８号
愛知県新城市字北畑５番地２
破産者　田中あゆみ
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１２６２号
京都市北区紫野西**蓮**台野町60番地２　紫峯住宅２Ｆ８号
破産者　網島　敦子（債務発生時の姓茂藤）
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４６９５号
大阪府東大阪市横小路町４丁目２番３号グランドハイム山本405号
破産者　吉田　昌史
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８号
和歌山市市小路283番地の１　３－Ｇ、開始決定時の住所和歌山市梶取308番地の９
破産者　山田　眞二
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２１２号
和歌山県海南市黒江１番地172
破産者　野下　　哲
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３１１号
和歌山県紀の川市下丹生谷125番地１
破産者　藤川設備工事こと　藤川　修二
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３２２号
和歌山市毛見176番地　さちビル17号
破産者　田中工務店こと　田中　英樹
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第３３０号
和歌山市府中1055番地の１、住民票上の住所和歌山市大谷418番地の６
破産者　松原　薫樹
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４７０号
和歌山市府中78番地
破産者　福井　初義
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５９号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷2253番地３、旧住所長崎県西彼杵郡長与町高田郷2270番地１－203号
破産者　金井　　祐
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４３号
長崎県長崎市江平１丁目23番６号
破産者　木下建具店こと　木下　忠善
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０２２号
熊本市画図町大字重富886番地10―407号
破産者　簀山　由実
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１２３号
熊本市城南町下宮地304番地５
破産者　宮﨑　　洋
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１２４号
熊本市城南町下宮地304番地５
破産者　宮﨑　桂子
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３５４号
熊本市小島下町5073番地１
破産者　森　喜代子
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４６９号
熊本市健軍本町１番21号
破産者　中村　和博
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第４３１号
埼玉県志木市本町４丁目５番40号　第１中野フラッツ208号
破産者　橋本　智子
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係